

## 燃費基準達成車ステッカーの貼付について

国土交通省及び経済産業省は、自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進するため、自動車メーカー等の協力を得て、自動車の燃費性能に係る車体表示（ステッカー貼付）を実施しております。

省エネ法で定める燃費基準値以上の燃費の良い自動車については、以下のステッカーを自動車の見やすい位置に貼付するものとしています。

① 平成32年度燃費基準達成車



② 平成32年度燃費基準+10%達成車



③ 平成32年度燃費基準+20%達成車



④ 平成32年度燃費基準+30%達成車



⑤ 平成32年度燃費基準+40%達成車



⑥ 平成32年度燃費基準+50%達成車



⑦ 平成32年度燃費基準+90%達成車



⑧ 平成27年度燃費基準達成車



⑨ 平成27年度燃費基準+5%達成車



⑩ 平成27年度燃費基準+10%達成車



⑪ 平成27年度燃費基準+15%達成車



⑫ 平成27年度燃費基準+20%達成車



⑬ 平成27年度燃費基準+25%達成車



⑭ 平成27年度燃費基準+35%達成車



対応表

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
特定ガソリン乗用自動車	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		
ディーゼル乗用自動車	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		
特定LPガス乗用自動車	○	○	○	○	○	○	○							
小型バス（車両総重量が二・五トン以下のもの）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
小型バス（車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のもの）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
路線バス等・一般バス等								○	○	○	○			
ガソリン貨物自動車（軽自動車に限る）								○	○	○	○	○	○	○
ガソリン貨物自動車（車両総重量が二・五トン以下のもの（軽自動車を除く））								○	○	○	○	○	○	
ガソリン貨物自動車（車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のもの）								○	○	○	○			
ディーゼル貨物自動車（軽自動車に限る）								○	○	○	○	○	○	○
ディーゼル貨物自動車（車両総重量が二・五トン以下のもの（軽自動車を除く））								○	○	○	○	○	○	
ディーゼル貨物自動車（車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のもの）								○	○	○	○			
トラック等・トラクタ								○	○	○	○			

※対応表に記載の各自動車については、「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成25年経済産業省・国土交通省告示第2号）及び「貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成27年経済産業省・国土交通省告示第1号）の規定に従う。